

## 健康保険証廃止後（新規発行停止）の事務取扱について

1. 健康保険証の廃止 .....	1
2. 健康保険証の新規発行終了 .....	1
3. 「資格確認書」の交付 .....	1
4. 「資格情報のお知らせ」の交付 .....	3
5. 各届出の提出	
被保険者及び被扶養者の新規加入時 .....	4
「資格確認書」及び「資格情報のお知らせ」の発送スケジュール .....	6
退職し任意継続被保険者となる場合 .....	7
氏名を変更した場合、生年月日等に誤りがあり訂正する場合 .....	7
現行の健康保険証を滅失（紛失・き損）した場合 .....	7
マイナンバーカードを紛失・更新中の場合 .....	8
マイナ保険証での受診が困難で、介助者等の第三者が要配慮者等に 同行して資格確認を補助する必要がある場合 .....	8
「資格確認書」を滅失（紛失・き損）した場合 .....	8
「資格情報のお知らせ」を滅失（紛失・き損）した場合 .....	8
6. マイナ保険証の健康保険証利用登録解除 .....	8
7. 資格喪失届提出時における各証の添付 .....	9
8. 現行の健康保険証 .....	9
9. 資格確認書の有効期限および返却（返納） .....	10
10. 限度額適用認定証、高齢受給者証、特定疾病療養受療証 .....	11
11. 届出様式（新設・変更） .....	12
<b>■各証の概要 .....</b>	<b>13</b>
<b>■各証の発行の有無 .....</b>	<b>14</b>
<b>■受診内容別の各証の可否 .....</b>	<b>14</b>
<b>■マイナ保険証が医療機関のカードリーダーの不具合・故障等により     使用できない場合 .....</b>	<b>14</b>

---

## 1. 健康保険証の廃止

---

令和 6 年 12 月 2 日に健康保険証が廃止となります。これに伴い、令和 6 年 12 月 2 日以降、医療機関等を受診する場合は、**マイナ保険証（※1）の使用が基本**となります。

（※1）マイナ保険証とは健康保険証の利用登録をしたマイナンバーカード

現行の健康保険証については、経過措置として令和 7 年 12 月 1 日まで使用可能となります。

---

## 2. 健康保険証の新規発行終了

---

令和 6 年 12 月 2 日以降、現行の健康保険証の新規発行を終了します。

◆現行の健康保険証の交付は令和 6 年 11 月 29 日まで

令和 6 年 11 月 29 日（金）までに当組合に到着した届出（不備のないもの）については、現行の健康保険証を交付します。

（電子申請については、11 月 29 日午前 11 時 59 分までに受信した届出）

資格取得日が 11 月 30 日（土）以降となる届出、11 月 29 日以前の受付でも届出に不備があり、交付日が 12 月 2 日以降になる届出についても、健康保険証の交付はいたしません。

---

## 3. 「資格確認書」の交付

---

健康保険証の新規発行終了後（令和 6 年 12 月 2 日以降）、マイナ保険証によるオンライン資格確認を受けることができない状況にある方（「資格確認書の交付対象者」P 2 参照）については、「資格確認書」を交付します。

形状は、ハガキ型の紙証となります。

◆交付方法

- ・新規加入の際、届出において発行の要否を確認し交付
- ・交付申請書の提出による交付
- ・職権交付

マイナ保険証の保有状況の確認を行い、当組合で交付対象者を定期的に抽出し交付

（届出の発行要否欄の  がもれていた場合、職権交付対象に該当した場合等）

（予定では月に 1 回）

◆現行の健康保険証の経過措置終了時（令和 7 年 12 月 1 日）

マイナ保険証の保有状況の確認を行い、保有しない者には、経過措置終了日までに事業所経由で一斉交付します。交付申請は不要です。

## 資格確認書の交付対象者

マイナ保険証によるオンライン資格確認を受けることができない状況にある者

申請  
交付

1. マイナンバーカードを紛失した・更新中の者
2. マイナ保険証での受診が困難で、介助者等の第三者が要配慮者等に同行して資格確認を補助する必要がある者

職権  
交付

3. マイナンバーカードを取得していない者
4. マイナンバーカードを保有しているが健康保険証利用登録を行っていない者
5. マイナ保険証の利用登録解除を申請した者（登録解除者）
6. マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れの者
7. マイナンバーカードの返納者

※個人番号（マイナンバー）を当組合に届出していない方も交付対象となります。

---

## 4. 「資格情報のお知らせ」の交付

---

### ◆目的

- ① 資格情報と個人番号（マイナンバー）の紐づけ登録完了をお知らせするため
- ② 自身の記号番号等の資格情報を簡易に把握するため（マイナンバーカード上に記載がないため）
- ③ マイナ保険証が医療機関のカードリーダーの不具合・故障等により使用できない場合に、「資格情報のお知らせ」とマイナ保険証を提示し受診をするため

### ◆交付対象者

令和6年12月2日以降、資格情報と個人番号（マイナンバー）の紐づけ登録が完了した方

### ◆交付時期

正確な情報の届出を登録後、1週間以内（予定）に事業所宛に発送

注）発送スケジュールについては、P6をご確認ください。

12月2日以降、初回交付分の発送については、時間を要する場合があります。

### ◆個人番号下4桁の記載なし

令和6年12月2日より交付する「資格情報のお知らせ」は令和6年9月に一括交付した「資格情報のお知らせ」と同様の様式となりますが、一括交付時に記載のあった個人番号の下4桁の記載はありません。

### ◆一括交付（第2弾）

令和6年9月5日～令和6年11月29日までに

「新規加入」または「個人番号届の提出」により資格情報と個人番号（マイナンバー）の紐づけ登録完了した方に令和6年12月中に発送予定です。

こちらに関しても、個人番号の下4桁の記載はありません。

令和6年9月の一括交付後に氏名変更等の諸変更・訂正を行った方については、第2弾一括交付の対象とはなりません。交付が必要な方は、お手数ですが「資格情報のお知らせ（再）交付申請書」を提出してください。

「資格情報のお知らせ」のみでは、医療機関を受診することはできません。

「資格情報のお知らせ」は下記の2点でも代用可能なため、紛失しても再交付必須のものではありません。

- ① マイナポータルの「健康保険証の資格情報」画面
- ② マイナポータルからダウンロードした「医療保険の資格情報」のPDF画面

## 5. 各届出の提出

### 被保険者及び被扶養者の新規加入時

「資格取得届」及び「被扶養者異動届」に「資格確認書発行要否」欄を新たに設け、「資格確認書の交付対象者（P 2 参照）」に該当し、発行が必要に  がある場合に「資格確認書」を交付します。

資格確認書 発行要否	<input type="checkbox"/> 発行が必要
---------------	--------------------------------



この欄が  
「資格取得届」「被扶養者異動届」に追加されます。

マイナ保険証を持っていない方（「資格確認書の交付対象者」 P 2 参照）	
「職権交付」に該当する方	「申請交付」に該当する方
「発行が必要」に <input checked="" type="checkbox"/> を付けてください。 「資格確認書」を交付します	「発行が必要」に <input checked="" type="checkbox"/> をつけてください。 「資格確認書（再）交付申請書」を併せて提出してください。「資格確認書」を交付します。 ※マイナ保険証の紛失・更新中の方に交付する「資格確認書」の有効期限は、交付日から 2～3 カ月となります。

※届出に「個人番号（マイナンバー）」未記入の場合は、交付対象となります。

マイナ保険証を持っている方（「発行が必要」に <input checked="" type="checkbox"/> がない方）
正確な情報の届出を登録後、5 営業日以内にマイナ保険証の利用が可能となります。 マイナポータルの資格情報画面で登録状況を確認できます。

### ◆出生による「被扶養者異動届」の提出時

出生によるマイナンバーカードの取得には、1～2 ヶ月要することから、発行要否欄の  の有無によらず、資格確認書を交付します。

### ◆同日得喪（嘱託再雇用等）資格取得届の提出時

従前の記号番号でマイナ保険証の保有状況の確認を行い、マイナ保険証の保有者より「発行が必要」と届出があった場合、交付理由を確認のため、「資格確認書（再）交付申請書」の提出を求め場合があります。

### ◆電子申請において「発行要否欄」がない場合

資格確認書の交付が必要な方について、届出（1 ファイル）ごとに「資格確認書の発行が必要な方の一覧」を PDF にて添付してください。（フォーマットはありません。）

記号・番号、氏名、資格確認書の発行が必要な方である旨、記載してください。

◆旧様式による届出により「発行要否欄」がない場合

資格確認書の交付が必要な方については、余白に「資格確認書要」と記入してください。

※この取り扱いは経過措置として、令和6年12月28日（当組合処理分）まで

令和7年1月以降に旧様式での届出があった場合、下記のいずれかの対応をお願いします。

- ①「資格確認書（再）交付申請書」を追加で提出
- ②新様式の「資格取得届」「被扶養者異動届」を提出

◆個人番号未提出者について

当組合より個人番号（マイナンバー）を行政システムより取得・連携

令和6年12月2日以降の新規加入者で届出に個人番号の記載のない方については、法に基づき、各届出に記載されている住民票の5情報（氏名・カナ氏名・生年月日・性別・住所）をもとに行政システム（J-LIS「地方公共団体情報システム機構」照会）より個人番号を取得・連携します。

上記取扱を行うこととなりますが、基本的に届出には個人番号（マイナンバー）を記載のうえ提出してください。

未記入の届出（資格取得届、被扶養者異動届）を提出した場合、後日「個人番号届」の提出をお願いします。

個人番号未届で J-LIS 照会により取得・連携ができた者については、「資格情報のお知らせ」を送付しますので、「個人番号届」の提出は不要となります。

J-LIS 照会により取得・連携させる場合、個人番号が記載された届出を登録し連携させるよりも時間を要すること及び届出に記載された5情報による突合ができない場合には、ご担当者様へ確認（個人番号届の提出や個人番号通知等の提出）させていただくこととなります。

事業所ご担当者様へのお願い

資格確認書の要否欄の  については、加入される方が マイナ保険証を保有しているか否か、必ず確認のうえ記入してください。

マイナ保険証を保有している方に、「念のために持っておきたい」という理由で交付することはできません。

※「資格取得届」「被扶養者異動届」の提出時に個人番号が未記入の方は、資格確認書の発行対象となります。

交付対象外の方への交付とならないよう、マイナ保険証の保有確認と併せて、個人番号を事前収集のうえ届出いただきますようご協力の程お願いいたします。

## 「資格確認書」及び「資格情報のお知らせ」 発送スケジュール

「資格確認書」については、現行の保険証の発送スケジュールと同様の発送が可能となりますが、前述の「資格情報のお知らせ」は資格情報と個人番号（マイナンバー）の紐づけ登録が完了した方に送付することになるため発送までに1週間程度かかります。

このため、新規加入された方の「資格確認書」と「資格情報のお知らせ」の発送時期が異なることとなります。

（当組合の発送日は従来どおり、水曜日・金曜日です。）

### ◆ 「資格取得届」「被扶養者異動届」提出時に当組合より送付するもの

#### ● 資格確認書

従来の保険証の発送スケジュールと同様（発送は水曜日・金曜日）



※資格確認書未交付の方にも配布

#### ● 資格情報のお知らせ

・対象者（令和6年12月2日以降）

資格情報と個人番号（マイナンバー）の紐づけ登録が完了した方

・送付

正確な情報の届出を登録後、1週間以内（予定）に発送（発送は水曜日・金曜日）



※「資格情報のお知らせ」の送付は、登録後1週間以内としていますが、12月2日以降、初回の発送については、時間を要する場合がありますのでご了承ください。

## 退職し任意継続被保険者となる場合

「任意継続被保険者資格取得申請書 + (被扶養者異動届)」を提出してください。

マイナ保険証を持っていない方 「資格確認書の交付対象者」 P 2 参照	マイナ保険証を持っている方
<p>従前の記号番号でマイナ保険証の保有状況の確認を行い、マイナ保険証を持っていない者に、「資格確認書」を交付します。</p> <p>「資格確認書の交付対象者」(P 2 参照)において、「申請交付」の理由により資格確認書が必要な場合は、「資格確認書(再)交付申請書」を併せて提出してください。</p>	<p>正確な情報の届出を登録後、5 営業日以内にマイナ保険証の利用が可能となります。</p> <p>マイナポータル<sup>※</sup>の資格情報画面で登録状況を確認できます。</p>

## 氏名を変更した場合、生年月日等に誤りがあり訂正する場合

氏名変更届等の諸変更・訂正届を提出してください。

交付がある場合は、「現行の健康保険証」または「資格確認書」を添付してください。

マイナ保険証を持っていない方 「資格確認書の交付対象者」 P 2 参照	マイナ保険証を持っている方
<p>マイナ保険証の保有状況の確認を行い、マイナ保険証を持っていない者に、「資格確認書」を交付します。</p> <p>「資格確認書の交付対象者」(P 2 参照)において、「申請交付」の理由により資格確認書が必要な場合は、「資格確認書(再)交付申請書」を併せて提出してください。</p> <p>「資格確認書」を交付します。</p>	<p>「資格情報のお知らせ」を交付します。</p> <p>(「資格情報のお知らせ」の記載内容に変更等がある場合)</p>

## 現行の健康保険証を滅失(紛失・き損)した場合

マイナ保険証を持っていない方 「資格確認書の交付対象者」 P 2 参照	マイナ保険証を持っている方
<p>「資格確認書(再)交付申請書」及び「健康保険被保険者証滅失届」を提出してください。</p> <p>「資格確認書」を交付します。</p>	<p>「健康保険被保険者証滅失届」を提出してください。</p>

## マイナンバーカードを紛失・更新中の場合

「資格確認書（再）交付申請書」を提出してください。

現行の健康保険証をお持ちでない方に、「資格確認書」を交付します。

この場合の有効期限は2～3ヶ月となります。

## マイナ保険証での受診が困難で、介助者等の第三者が要配慮者等に同行して資格確認を補助する必要がある場合

「資格確認書（再）交付申請書」を提出してください。

現行の健康保険証をお持ちでない方に、「資格確認書」を交付します。

## 「資格確認書」を滅失（紛失・き損）した場合

「資格確認書（再）交付申請書」及び「資格確認書滅失届」を提出してください。

当組合において、マイナ保険証の保有状況の確認を行い、保有していない者について、「資格確認書」を交付します。

## 「資格情報のお知らせ」を滅失（紛失・き損）した場合

「資格情報のお知らせ（再）交付申請書」を提出してください。

「資格情報のお知らせ」を交付します。

### ◆「資格情報のお知らせ」は下記の2点でも代用可能

「資格情報のお知らせ（紙）」を紛失・き損しても再交付必須のものではありません。

- ① マイナポータルの「健康保険証の資格情報」画面
- ② マイナポータルからダウンロードした「医療保険の資格情報」PDF画面

## 6. マイナ保険証の健康保険証利用登録解除

マイナ保険証を保有している方で、マイナ保険証による受診が困難である等の特段の理由もなく、念のため「資格確認書（高齢受給者証等の各証を含む）」を持っておきたいという理由で「資格確認書」等の交付を行うことはできません。

マイナ保険証を利用する意向がない方が、資格確認書等の交付を希望する場合は、マイナ保険証の健康保険証利用登録解除の申請により資格確認書を交付します。

この場合、「マイナンバーカードの健康保険証利用登録の解除申請書」を当健康保険組合に提出してください。

現行の健康保険証をお持ちでない方及び資格確認書未交付の方に「資格確認書」を交付します。

注意) 解除申請を行ってから、解除がなされるまでの間（1～2ヶ月程度）に、別の医療保険者等に異動した場合は、異動後の医療保険者に対し、自身が以前に加入していた医療保険者等に対して解除申請を行った旨を申し出るとともに、資格確認書の申請を行うようにしてください。

---

## 7. 資格喪失届提出時における各証の添付

---

### ◆令和6年12月2日より資格喪失届を提出する際

基本的に資格喪失届には、「現行の健康保険証」「資格確認書」「高齢受給者証」を添付（返却）していただくこととなりますが、加入者は「健康保険証の保有者」「資格確認証の保有者」「何も保有しない者」と様々な状況となります。

事業所様において各証の保有状況の把握が難しい場合には、資格喪失届に各証の添付がない場合でも受理いたします。届出後に必ず回収のうえ返却をお願いします。

### ◆各証未添付の資格喪失届の提出があった場合

「資格喪失確認通知書」と併せて「各証の未回収者一覧表」を送付します。  
後日必ず回収のうえ返却してください。

---

## 8. 現行の健康保険証

---

### ■経過措置期間中（令和7年12月1日まで）

マイナ保険証をお持ちの方で、現行の健康保険証が不要になった場合でも、自己破棄はしないでください。

（資格喪失時、氏名変更等の諸変更・訂正が必要となった場合に、回収（返却）が必要になるため）

### ◆現行の健康保険証は返納可能

マイナ保険証を取得し、現行の健康保険証が不要となった場合、返納可能です。

この場合、返納する健康保険証と併せて「健康保険被保険者証の返納に係る同意書」を提出してください。

注意）返納した健康保険証は、いかなる場合でも返却はできません。

特段の理由がなく資格確認書の交付を希望する場合には、「マイナ保険証の健康保険証利用登録解除の申請」が必要になります。

### ■経過措置期間終了後（令和7年12月2日以降）

現行の健康保険証の回収は行いません。自己破棄も可能です。

## 9. 資格確認書の有効期限および返却（返納）

### 資格確認書の有効期限

通常の有効期限（下記の短期交付以外）
令和 11 年 3 月 31 日（一律）
交付年月日 令和 6 年 12 月 2 日～令和 10 年 12 月 31 日（予定）まで

マイナンバーカードの紛失・更新中（短期交付）
交付日の属する月から 2 カ月後の月末まで

#### ◆有効期限内の資格確認書

現行の健康保険証と同等の取り扱いになることから、資格喪失、氏名変更等の諸変更・訂正が必要となった場合、回収（返却）が必要になります。

滅失した場合には「滅失届」、事業所において回収ができない場合には「回収不能届」の提出が必要になります。

#### ◆有効期限切れの資格確認書

回収（返却）不要となります。

#### ◆資格確認書は返納可能

マイナ保険証を取得し、有効期限内の資格確認書が不要となった場合、返納可能です。

この場合、「返納 マイナ保険証取得済み」である旨、メモを添付のうえ、当組合に返送してください。

注意）資格確認書を返納し、特段の理由がなく、再度資格確認書の交付を希望する場合には、「マイナ保険証の健康保険証利用登録解除の申請」が必要になります。

## 10. 限度額適用認定証、高齢受給者証、特定疾病療養受療証

### 限度額適用認定証

従来通りのハガキ型の紙証を交付

マイナ保険証を持っていない方 「資格確認書の交付対象者」 P 2 参照	マイナ保険証を持っている方
<u>「限度額適用認定申請書」を提出してください。</u> 当組合において、マイナ保険証の保有状況の確認を行い、保有していない者については、「限度額適用認定証」を交付します。	申請不要です。 マイナ保険証にて限度額の適用を受けられます。

### 高齢受給者証

従来通りのハガキ型の紙証を交付

70歳到達時または新規加入の際に、下記のとおり交付します。

マイナ保険証を持っていない方 「資格確認書の交付対象者」 P 2 参照	マイナ保険証を持っている方
当組合において、マイナ保険証の保有状況の確認を行い、保有していない者について、「高齢受給者」を交付します。  新規加入の際は、資格確認書を交付した者に高齢受給者証も併せて交付します。	マイナ保険証にて該当する負担割合で受診ができます。 「資格情報のお知らせ」を交付します。

### 特定疾病療養受療証

従来通りのハガキ型の紙証を交付

マイナ保険証を持っていない方 「資格確認書の交付対象者」 P 2 参照	マイナ保険証を持っている方
<u>「特定疾病療養受療証交付申請書」を提出してください。</u> 当組合において、マイナ保険証の保有状況の確認を行い、保有していない者について、「特定疾病療養受療証」を交付します。	<u>必ず「特定疾病療養受療証交付申請書」を提出し、組合の認定を受けてください。</u> <u>当組合で登録を行った後、マイナ保険証にて特定疾病の自己負担額の減額を受けることができます。</u>

---

## 11. 届出様式（新設・変更）

---

下記の様式について、新設及び変更を予定しております。  
掲載については当組合ホームページにてお知らせいたします。

- ・ 被保険者資格取得届（変更）
- ・ 被扶養者（異動）届（変更）
- ・ 資格確認書（再）交付申請書（新設）
- ・ 資格情報のお知らせ（再）交付申請書（新設）
- ・ 任意継続被保険者資格取得申請書（変更）
- ・ 限度額適用認定申請書（変更）
- ・ マイナンバーカードの健康保険証利用登録の解除申請書（新設）
- ・ 資格確認書滅失届（新設）
- ・ 資格確認書回収不能届（新設）
- ・ 健康保険被保険者証の返納に係る同意書（新設）

上記以外にも、変更・新設予定の様式がございますが、全て当組合ホームページにてお知らせいたしますので、確認してください。

### ◆掲載時期

11月22日までに掲載

「被保険者資格取得届」

「被扶養者（異動）届」

「任意継続被保険者資格取得申請書」

上記以外は順次掲載します。

## ■各証の概要

	健康保険証（現行）	マイナ保険証	資格確認書	資格情報のお知らせ
形状	プラスチック カード型	マイナンバーカード	紙 ハガキ型	紙 カード型
交付対象者	令和6年11月29日 までに交付済みの方	お住まいの市区町村 へ確認	オンライン資格確認 を受けることができ ない方※1	令和6年12月2日 以降新規加入等によ り、資格情報と個人 番号（マイナンバー） が紐づけ登録完了さ れた方（既に参加さ れている方は令和6 年9月、12月に送付）
取得方法	令和6年11月29日 までに提出の各届出 より交付	マイナンバーカード を入手後、本人が保 険証利用登録を行う	資格取得等届出時の 申告及び交付申請に より交付 ※交付申請書提出時 にはマイナ保険証の保 有状況の確認を行い交付	上記登録完了時及び 交付申請により交付
使用目的	医療機関等の受診  廃止後は使用不可	医療機関等の受診  高齢受給者証や限度 額適用認定証の提示 が不要になります	オンライン資格確認 を受けることができ ない方※1 が医療機 関等を受診するため	①資格情報と個人番 号（マイナンバー） の紐づけ登録完了を お知らせするため ②自身の記号番号等 の資格情報を簡易に 把握するため ③マイナ保険証が使 用できない場合に、 マイナ保険証と共に 提示し受診するため
医療機関等 の受診	○	○	○	× マイナ保険証と共に 提示が必要
有効期限	令和7年12月1日 まで	マイナンバーカード・電子証明書の有効期限まで	令和11年3月31日 （一律）	なし
返却	令和7年12月1日 までに資格喪失する 場合、氏名変更等記 載事項の変更が必要 になった場合	—	資格喪失日が有効期 限より前の場合	不要

※1 マイナ保険証をお持ちでない方

資格情報と個人番号（マイナンバー）が紐づけ登録されていない方（個人番号未届等）

## ■各証の発行の有無

	資格確認書	資格情報のお知らせ	限度額適用認定証 高齢受給者証 特定疾病療養受領証
マイナ保険証を持っている方	×	○	×
マイナ保険証を持っていない方 「資格確認書の交付対象者」 P 2 参照	○	○	○

## ■受診内容別の各証の可否

	マイナ保険証	資格確認書	資格情報のお知らせ
医療機関等の受診	○	○	×
【高齢者】医療機関の受診 (高齢受給者証)	○	×	×
高額な医療費がかかり 窓口負担額を減額させる (限度額適用認定証)	○	×	×
特定疾病の自己負担額の減額 (特定疾病療養受領証)	○	×	×

## ■マイナ保険証が医療機関のカードリーダーの不具合・故障等により使用できない場合

① 資格情報のお知らせ(紙) + マイナ保険証	② マイナポータル(スマホ) + マイナ保険証	③ マイナポータル(PDF) + マイナ保険証
当組合より交付している「資格情報のお知らせ」をマイナ保険証と共に提示	スマホでマイナポータルの資格情報を表示し、マイナ保険証と共に提示	マイナポータルから自身のスマホ等の端末にPDF形式で医療保険の資格情報を保存し、保存した資格情報をマイナ保険証と共に提示

※「資格情報のお知らせ(紙)」や「資格情報の画面表示」のみでの受診は不可

※当組合より交付している「資格情報のお知らせ(紙)」を紛失・き損した場合、上記②または③の提示が可能であれば、再交付の必要はありません。